

外資参入からビジネス運営に係る一連の法規制・許認可手続き(運用実態も含む)

業種定義: 学校外で教科の補習や進学準備の学習指導を行う、私設の教育施設。対象は在留邦人・現地住民の別を問わない。

1. 外資参入規制	
(1) 外資参入の可否	外資参入不可。 ※マレーシア資本100%(うち30%はブミ資本)のみ可。
(2) 外資の出資比率の規制 (地場企業との合併で参入可能な場合のみ。また、ASEAN内、ASEAN外からの投資で差がある場合、他国との2国間・多国間FTAで特別な国に対する優遇条件がある場合はその旨を明記)	上記のとおり。外資参入は認められていない。
(3) 最低資本金に関する規制	学習塾の最低払込資本金額はRM1万。
(4) その他、外資に対する特殊な規制	
(5) (1)~(4)の根拠法	・1965年会社法(Companies Act 1965) ・1996年教育法(Education Act 1996)
(6) 外資規制の運用実態(規制と運用が違う場合は記述)	
2. 投資奨励策・外資優遇措置	
(1) 投資奨励業種の該当	投資奨励の対象外。
(2) 税制優遇措置等	特になし。
(3) 投資奨励の運用実態	特になし。

外資参入からビジネス運営に係る一連の法規制・許認可手続き(運用実態も含む)

業種定義: 学校外で教科の補習や進学準備の学習指導を行う、私設の教育施設。対象は在留邦人・現地住民の別を問わない。

3. フランチャイズ・ビジネスに関する規制(特に開始前後の登録・許認可制度)

(1)フランチャイズでの事業展開に対する関連法規の有無	有り。
(2)関連法規がある場合は、その名称	Franchise Act 1998(フランチャイズ法)、2012年改正
(3)登録・許認可制度がある場合は、その内容	フランチャイザーはフランチャイズ事業開始前もしくはフランチャイズ募集開始前にRegistrar of Franchise(ROF、フランチャイズ登録局)に登録しなければならない(フランチャイズ法第6条第(1)項)。登録にあたって情報開示(契約書など)が求められ、登録違反には罰則規定も存在するので注意。一方、フランチャイジーに関しても、外国のフランチャイザーとフランチャイズ契約を締結した場合には事業開始前までに登録しなければならず、登録官の許可も必要であり、条件が付される場合もある(フランチャイズ法第6条A項)。また、フランチャイジーがマレーシア国内のフランチャイザーまたはマスターフランチャイジーとフランチャイズ契約した場合は、契約締結後14日以内に登録しなければならない(フランチャイズ法第6条B項)。
(4)登録・許認可制度の窓口(日本語・英語)および関連サイト	国内取引・協同組合・消費者省フランチャイズ登録局: Registrar of Franchises, Ministry Of Domestic Trade, Co-Operatives and Consumerism (KPDNKK) http://www.kpdnkk.gov.my/index.php/en/trader/2014-08-12-07-40-18/registration-of-franchise-business/franchise-registration-introduction
(5)登録・許認可制度に関連して特に外資を制限する場合、他国にない特殊な規制がある場合はその内容	海外のフランチャイザーがマレーシアでフランチャイズ事業を行う場合、国内フランチャイザーと同様、Registrar of Franchise(ROF、フランチャイズ登録局)に登録を行わなければならないが、海外のフランチャイザーについては、登録官は理由を示すことなしに登録申請を拒絶することができる旨、法に明記されている(フランチャイズ法第54条第(2)項)。
(6)外資が子会社を設立し、その子会社をマスターフランチャイジーとすることができるか(店舗設置・運営をする場合は、1. 外資規制と関係するため、店舗運営を含まない場合を想定)	フランチャイザーである外国の会社の子会社がマスターフランチャイジーとして店舗運営を行うことは不可(フランチャイズ法第29条第(3)項)。子会社は、フランチャイジーの会社に対して物品の提供や研修・技術などのサービスの提供を行い、マレーシアにおけるフランチャイズ事業の管理を行うことは可能である。
(7)現在、フランチャイズ関連法規が無い場合、立法に向けた動きがあるか。ある場合はその進捗・見通しを記載。	—

外資参入からビジネス運営に係る一連の法規制・許認可手続き(運用実態も含む)

業種定義: 学校外で教科の補習や進学準備の学習指導を行う、私設の教育施設。対象は在留邦人・現地住民の別を問わない。

4. 企業設立・営業許可・出店規制(外資の有無を問わないが、外資・地場の取扱いが違う場合はその点も明記)

<p>(1) 企業設立・営業許可(ビジネス・ライセンス等)、登録、届出などの有無、手順(審査事項、要件など)</p>	<p>会社法に基づきマレーシアで会社を設立。その後、学習塾については、所在する州の教育局より認可を得て登録する。プログラムやコースのカリキュラムについても認可を受ける必要がある。また、別途、事業所を所轄する地方自治体から事業所施設およびサインボードについてビジネスライセンスを取得しなければならない。</p>
<p>(2) ライセンス名称、所管省庁・機関、事業関連法</p>	<p>2. 営業許可参照</p>
<p>(3) 出店可能な場所に対する制限(営業許可取得要件となっている場合はその旨も記載)</p>	<p>クアラルンプール市役所(DBKL)は、ビジネスライセンスの審査をOracle Synergy Sdn Bhdという民間会社に委託しており、DBKLの窓口またはオンラインでの申請を受け付けている。2016年12月現在、DBKLはデポジットの有無、審査基準等ビジネスライセンスの発行に関する規定・ガイドラインを見直し中であり、その扱いは流動的である。 (注)ここでは事業所がクアラルンプール市内に所在する場合の要件を記載しており、他の都市に進出する場合は、要件が異なるので留意が必要である。</p> <p>(1) 主なビジネスライセンス認可要件(すべての業種に共通している要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員は18歳以上であること。 ・外国人の従業員は正式なワークパーミット、雇用パス等を取得していること。 ・ギャンブルやモラルに反する活動、または、周囲の住民に不快感、危害、騒音を与えるような活動は行ってはいけない。 ・動物を対象とするサービスを行う事業所を除き、事業所内で動物を飼うことはできない。 ・ビジネスライセンスで認可されている事業内容以外の事業を行うことはできない。 ・従業員についてのレジスターブックを準備し、以下のことを記録し、検査が入った際に提示しなければならない。 (氏名、身分証番号、パスポート番号、外国人の場合は、有効なワークパーミットの詳細、現住所、資格、写真、その他必要事項) ・事業所内は常に清潔に保つこと。(十分なゴミ箱を置く、トイレを清潔にしておく等) <p>・ゴミの処分については、地方自治体の決めた所定の手順に沿って行うこと。 ・公共の場に有害な液体やごみを廃棄してはならない。 ・事業所内(階段、廊下、出口、非常出口も含む)には、十分な換気及び照明装置を付けなければならない。 ・従業員が不快に感じるほど家具や商品等を置き、事業所内のスペースを狭くしてはならない。 ・十分な消火器を置き、常に非常時に備え、避難経路を確保すること。 ・セメント及び引火性物質は自治体からデザインの認可を得た適切な容器に入れること。 ・廃水がある場合は環境局の認可を得ること。 ・妨害または空気汚染になるような煙、土埃、砂埃、蒸気、ガス、異臭、放射線、振動、すすを排出してはならない。 ※DBKLのビジネスライセンスのガイドライン及びオンライン申請については次のサイトを参照されたい。 http://elesen.dbkl.gov.my/UserLogin.aspx</p> <p>(2) 所要期間 数日から数か月。ケースバイケース。 (3) ビジネスライセンスの有効期限及び更新申請について 有効期限は通常1年だが、ケースにもよる。更新申請は、有効期限より60日前までに行う。認可についてはDBKLの判断となる。</p> <p>学習・技能習得に最適で、安全かつ健全な環境であり、悪臭や騒音、娯楽センター、ギャンブル場、レクリエーション・センターなどから離れた場所でなければならない。また同種のプログラムやコースを提供している学習塾などの教育施設が近隣に既に所在している場合は通常認められない。 ※(ここでは事業所がクアラルンプール市内に所在し、ビジネスライセンス申請をクアラルンプール市役所(DBKL)に提出する場合の要件を記載。)</p>
<p>(4) 営業開始後の検査・報告等 (定期検査・定期報告・情報開示義務など)</p>	<p>州の教育局に監査報告書のコピーを翌年の6月30日までに提出しなければならない。また、教員のティーチング・パーミットの毎年の更新義務もある。</p>
<p>(5) 営業許可取得などに関する運用実態(特に地場企業と外資企業とで差がある場合は記述)</p>	<p>日系の学習塾は進出しているものの、マレーシア人を株主として設立し、教育省に登録を行っているか、法律を順守しないまま、事業を行っているかのいずれかである。</p>

外資参入からビジネス運営に係る一連の法規制・許認可手続き(運用実態も含む)

業種定義: 学校外で教科の補習や進学準備の学習指導を行う、私設の教育施設。対象は在留邦人・現地住民の別を問わない。

5. 就業者に必要な資格	
(1) 就業者の資格所持要件	<p>■校長は66歳以下のマレーシア人でなければならない、教育分野における適切な資格(大卒またはそれ相当)および一定の経験、ティーチング・パーミットを所持していることなど、要件が課されている。</p> <p>■教員は、60歳以下のマレーシア人でなければならない、教育分野における適切な資格(大卒またはそれ相当)および一定の経験、ティーチング・パーミットの保持等の要件がある。</p>
(2) 外国人雇用の可否・制限	<p>必要に応じた外国人教員の雇用は認められている。10人までの外国人教員の雇用が認められているが、教員全体の20%を超えてはならない。職員・スタッフについては、入国管理局より雇用パスを得ることができれば、2名まで教員以外の職員を雇用することが認められている。</p>
(3) 外国からの短期出張者による指導の制限	<p>短期就労ビザであるプロフェッショナル・ビジットパスを取得することにより、指導は可能(最長1年)。観光ビザ(Social Visit Pass)では、会議、打ち合わせへの出席のみに限られる。</p>
(4) 現地人雇用義務	<p>教員全体の80%はマレーシア人でなければならない。その構成は、マレーシアの民族構成を反映した従業員構成とする。</p>
(5) その他、外国人・現地人雇用に係る運用実態	<p>外国人教員は、ティーチング・パーミット及び雇用パスを取得し、就労する。</p>
6. その他	
(1) 現地の商慣習等による事実上の規制など、事業展開にあたって注意すべき点	
(2) 企業設立から営業開始までの手続きフロー、所要時間、費用	<p>3. 手続きフロー参照</p>